



日進赤池箕ノ手土地区画整理組合

区画整理だより

<発行日>

平成28年7月吉日

<発行者>

日進赤池箕ノ手土地区画整理組合
理事長 山田 諒司

※組合事務所

日進市赤池町箕ノ手2番地1155

Tel/Fax. (052) 807-3126

<ホームページアドレス>

<http://www.nisshin-akaik.com/>



【イトーヨーカ堂造成工事の様子】

「平成28年度を迎えて」

理 事 長 山 田 諒 司

盛夏の候、組合員の皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、前号もお知らせしましたイトーヨーカ堂との保留地売買契約にて3月に残金全てが入金され、組合の金融機関からの借入金も償還することが出来ました。

今後は平成29年秋頃のイトーヨーカ堂オープンに向けて、本格的な建築工事が進んでいくと思われますので、組合としましても、その計画に沿えるように造成工事、商業施設を中心とした道路整備等を進めてまいります。

さらに、道路工事に影響のある建物移転も併せて進めてまいります。

また、現在中断移転で仮住まいをされている方々に対して、移転先の造成工事を早期に完了させるよう進めておりますので、もうしばらくお待ちくださるようお願いいたします。

工事に際しては、皆様には何かと不便等をおかけする場合がありますが、地域住民の安全第一で工事をしてまいります。何卒ご理解ご協力のほどよろしくお願い致します。

◇ 目 次 ◇

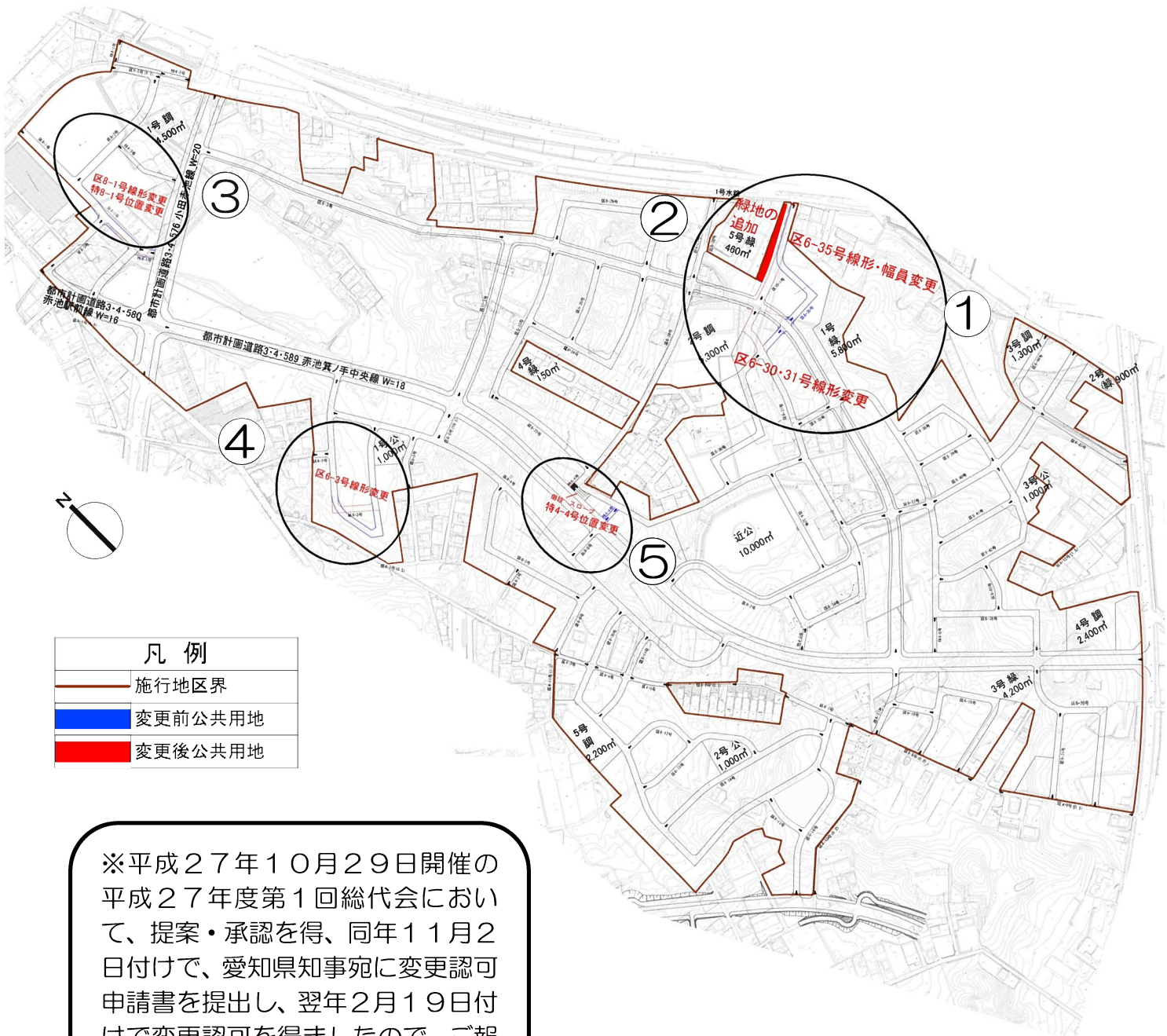
- ・平成28年度を迎えて …1 頁
- ・事業計画の変更(第3回) …2 頁
- ・事業計画の
変更(第3回)箇所 …3 頁
- ・平成27年度
第2回総代会報告 …4 頁
- ・工事進捗状況の様子 …5 頁
- ・平成28年度工事予定箇所 …5 頁
- ・組合からのお願い …6 頁

事業計画の変更（第3回）

土地利用の増進を図るため、

- ① 区6-35号線の線形並びに幅員変更及び区6-30・31号線の線形変更
- ② 区6-35号線の幅員変更により、地区境界沿いに緑地の追加
- ③ 区8-1号線の線形変更及び特8-1号線の位置変更
- ④ 区6-3号線の線形変更
- ⑤ 特4-4号線の位置変更並びに構造変更

以上の公共施設変更並びに、国庫補助金3億3千万円増額を含めた資金計画変更を内容とした、第3回事業計画を策定いたしました。



事業計画の変更（第3回）箇所

①・②



③



④



⑤



平成27年度第2回総代会報告

平成28年3月17日（木）開催の平成27年度第2回総代会において、提案した7議案について、全て議決・承認されました。

なお、平成28年度予算の概要は以下のとおりです。

議 案	内 容
議案第1号	平成27年度経費収入支出補正予算について
議案第2号	借入金の借入限度額変更について
議案第3号	繰越について 〔※平成27年度予算の内、工事費、負担金の一部、 4億6,062万円を翌年度（平成28年度）へ繰越〕
議案第4号	平成28年度経費収入支出予算について
議案第5号	整理後路線価の一部変更について
議案第6号	仮換地の一部指定変更について
議案第7号	保留地の一部変更について

平成28年度予算（概要）

収 入 額	金	3,252,200千円
支 出 額	金	3,252,200千円
差引残額		残 金 な し

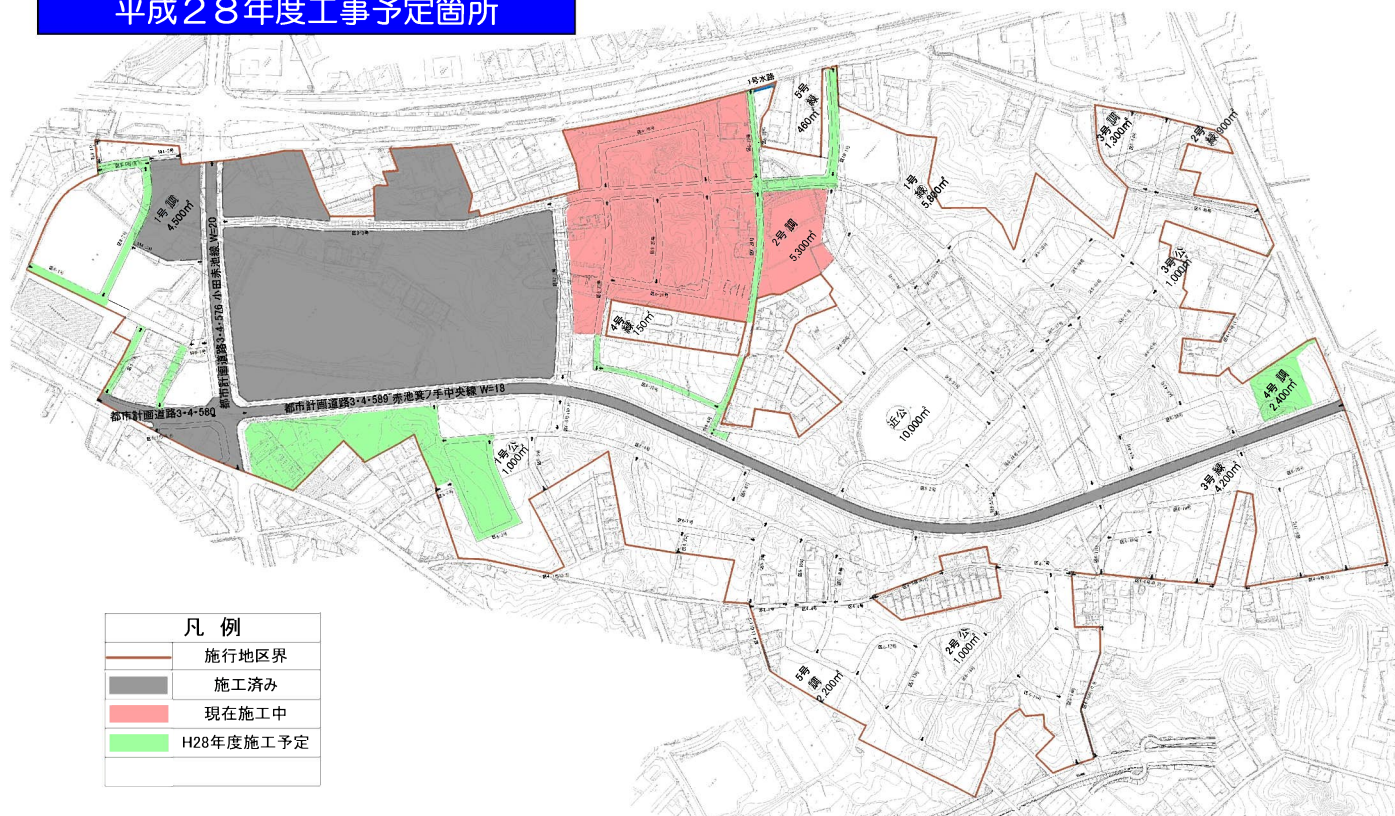
収入の部		
科 目	予 算 額（千円）	説 明
保留地処分金	63,000	保留地処分金
国庫補助金	400,000	平成28年度国庫補助金
助 成 金	45,000	平成28年度市補助金
雑 収 入	540	預金利子、諸証明手数料等
借 入 金	0	
繰 越 金	2,743,660	前年度繰越金
収 入 合 計	3,252,200	

支出の部		
科 目	予 算 額（千円）	説 明
工 事 費	993,000	道路築造費、水路築造費、整地費等
補 償 費	839,700	建物等移転補償費等
負 担 金	277,600	上・下水道、ガス新設
調査設計費	68,500	事業計画変更、工事实施設計等業務、補償調査、 工事施工管理等業務、仮換地指定変更、常用測量等
会 議 費	490	総代会費、役員会費、諸会議費
事 務 所 費	44,300	事務委託費、役員報酬、費用弁償、 事務職員給料、事務所運営費等
利子償還金	0	
雑 支 出	2,100	県・市連合会費等
予 備 費	1,026,510	予備費
元金償還金	0	
支 出 合 計	3,252,200	

現在の地区工事進捗状況の様子



平成28年度工事予定箇所



作付け（耕作）停止について（お願い）

以前よりご案内させていただいておりますが、施行地区内全域において、新たな作付けをしないようお願いします。

なお、工事施工上支障となった農作物は、原則として補償いたしませんので、ご了承下さい。

また、耕作物が土地所有者と異なる場合は、耕作者にご連絡いただきますようお願いいたします。

組合からのお願い

・土地の名義等を変更された方・住所変更された方へ

地区内の土地で、下記のような変更をなされた方は、その土地の『登記事項証明書』を、組合員皆様方の転居等により住所変更された方は『住民票（写し）』を、組合に必ずご提出下さい。

（申請書類は組合にありますので、お問い合わせ下さい。）

- | | |
|--------------------|--|
| ① 売買されたとき | ④ 複数名義から単独名義になったとき |
| ② 贈与、相続されたとき | ⑤ 合筆、分筆されたとき |
| ③ 単独名義から複数名義になったとき | ⑥ その他登記事項証明書の内容に変更があったとき（但し、抵当権のみの変更は除く） |

・建築等の行為をされる方へ〔土地区画整理法第76条申請が必要です。〕

土地区画整理事業施行区域内では、事業計画決定の公告があった日の翌日から換地処分の公告の日まで、以下の行為について制限を受けることになります。

1. 建築物その他の工作物の新築、改築、又は増築を行う場合
2. 重量が5トンを超える物件の設置又は堆積
3. 土地の形質の変更

これらに該当する行為を行う場合は、日進市長の許可が必要となり、一定の許可申請手続きをお願いすることになります。この手続きは事業の支障となる行為を排除し、円滑な事業推進を図るためのものです。万一、無許可でこれらの行為を行ったり、許可条件に違反した場合は、土地の原状回復、建築物又は工作物の排除を命じることがありますので、十分ご理解いただきたいと思います。

（申請書類は組合にありますので、お問い合わせ下さい。）

・工事現場への立入り禁止について

工事範囲が広がり、特殊な大型工事車両が地区内に入っておりますので、犬の散歩等による工事現場への立入りはご遠慮ください。

特に、お子様の現場への立入りは非常に危険ですので、ご注意願います。

・組合土地立入りについて

測量及び調査のために、土地に立入りさせていただく場合がありますので、皆様方のご理解、ご協力をお願いします。

なお、民家等敷地内に立入りさせていただく場合には、あらかじめ連絡させていただいた上で、立入りさせていただきますので、よろしくお願いします。

立入時間：日の出より日没まで

組合ホームページについて

当地区は、本区画整理事業の内容等を広く知ってもらうための情報窓口として、公式ウェブサイト「STATION CITY 日進赤池ヒルズ」を開設しております。一度ご閲覧になって下さい。

＜ホームページアドレス：http://www.nisshin-akaike.com/>

問い合わせ先（組合事務所）

住 所：〒470-0126

日進市赤池町箕ノ手2番地1155

電 話：052（807）3126

執務時間：平日：月曜日から金曜日

午前9時から午後4時まで

（但し、正午から午後1時までは休務）

休日：土日及び祝日並びに組合が休務と定めた日（年末・年始・お盆）

当組合のお盆休みは
8/11（木）～8/17（水）
の予定です。